

2019春季 福島市議会 議会報告会・意見交換会



次 第

- 1 あいさつ
- 2 第1部 議会報告会
 - ・議会の活動状況報告
 - ・各常任委員会[予算特別委員会各分科会] 及び 特別委員会の活動状況
- 3 第2部 意見交換会
 - ・出席議員及び参加者による意見交換

ご来場の皆様へのお願い

- 1 会場の写真撮影
 - ・市議会だよりや市議会ホームページに、ご参加の皆様が写った写真を使用する場合がありますので、ご了承ください。
- 2 ご質問
 - ・第1部の議会報告会に関するご質問は、第2部の意見交換会の時間にて承ります。
 - ・なるべく多くの皆様にご発言いただくため、発言の際は1回に1項目ずつ、1分程度にまとめてお話しいただきますようお願いいたします。

目 次

平成 30 年12 月市議会定例会議 提出議案	．．．．．	P 1～4
平成 31 年 1 月市議会緊急会議 提出議案	．．．．．	P 5
平成 31 年 3 月市議会定例会議 提出議案	．．．．．	P 6～12

【別冊資料】

- ・福島市議会の概要
- ・ふくしま市議会だより

【平成 31 年 2 月 1 日発行 197 号・令和元年 5 月 1 日発行 198 号抜粋】

平成30年12月から平成31年3月までの議会日程

平成30年12月定例会議の日程

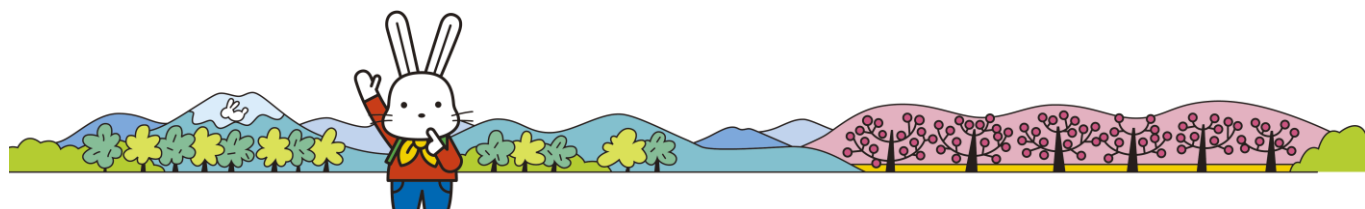
12月 3日(月) 本会議
12月 7日(金) 本会議
12月10日(月) 本会議
12月11日(火) 本会議
12月12日(水) 本会議
12月13日(木) 常任委員会
12月14日(金) 常任委員会
12月18日(火) 本会議

平成31年1月22日緊急会議

1月22日(火) 本会議

平成31年3月定例会議の日程

3月 1日(金) 本会議
3月 7日(木) 本会議
3月 8日(金) 本会議
3月11日(月) 本会議
3月12日(火) 本会議
3月13日(水) 本会議
3月14日(木) 本会議
 予算特別委員会(全体会)
3月15日(金) 常任委員会
 予算特別委員会(分科会)
3月18日(月) 常任委員会
 予算特別委員会(分科会)
3月19日(火) 常任委員会
 予算特別委員会(分科会)
3月20日(水) 常任委員会
 予算特別委員会(分科会)
3月22日(金) 常任委員会
 予算特別委員会(全体会)
3月27日(火) 本会議



2019春季 福島市議会

議会報告会・意見交換会 班体制

5/9
(木)
午後6時30分
▼
午後8時

会場:福島市市民会館 5階502号室 (福島市霞町1-52)

1班:出席予定議員 (都合により変更する場合があります)

								
小松良行 総務 オリパラ	梅津一匡 建設水道	佐々木優 経済民生	斎藤正臣 経済民生	白川敏明 建設水道	小野京子 総務 オリパラ	高木克尚 文教福祉 オリパラ	尾形 武 文教福祉 オリパラ	山岸 清 経済民生 オリパラ

5/10
(金)
午後6時30分
▼
午後8時

会場:松川支所 2階大会議室 (福島市松川町字杉内33)

3班:出席予定議員 (都合により変更する場合があります)

							
石原洋三郎 経済民生	二階堂武文 文教福祉 オリパラ	小熊省三 文教福祉	羽田房男 総務	黒沢 仁 経済民生	須貝昌弘 建設水道	栗野啓二 建設水道	穴戸一照 総務

5/13
(月)
午後1時30分
▼
午後3時

会場:茂庭出張所 2階和室 (福島市飯坂町茂庭字宮沢口9-1)

4班:出席予定議員 (都合により変更する場合があります)

							
大平洋人 建設水道	阿部 亨 総務	後藤善次 経済民生	鈴木正実 建設水道 オリパラ	梅津政則 文教福祉	粕谷悦功 総務	真田広志 文教福祉	渡辺敬彦 経済民生 オリパラ

5/15
(水)
午後6時30分
▼
午後8時

会場:吉井田支所 2階大会議室 (福島市仁井田字西下川原1-1)

2班:出席予定議員 (都合により変更する場合があります)

								
丹治 誠 文教福祉	菅田憲孝 経済民生	沢井和宏 文教福祉 オリパラ	川又康彦 建設水道	根本雅昭 文教福祉 オリパラ	萩原太郎 総務	村山国子 建設水道 オリパラ	土田 聡 総務	佐久間行夫 経済民生

◎委員会の名称

【常任委員会】

総務:総務常任委員会、経済:経済民生常任委員会、建設:建設水道常任委員会、文教:文教福祉常任委員会

【特別委員会】

オリパラ:東京2020オリンピック・パラリンピック調査特別委員会

平成30年12月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（平成30年12月3日提出）

1	議案第129号	平成30年度福島市一般会計補正予算
2	議案第130号	平成30年度福島市水道事業会計補正予算
3	議案第131号	平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
4	議案第132号	平成30年度福島市土地区画整理事業費特別会計補正予算
5	議案第133号	福島市部設置条例の一部を改正する条例制定の件 行政組織機構の改正を行うため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)市民安全部の名称を市民・文化スポーツ部へ変更 (2)業務の部局間の移管による事務分掌の変更 <p style="text-align: right;">（平成31年4月1日から施行）</p>
6	議案第134号	福島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件 地域再生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)条例の名称等の改正 ・名称及び条文中「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税」等に改正 (2)拡充型事業への不均一課税の期限延長 ・平成30年3月31日までの適用期限を平成32年3月31日まで延長 (3)移転型事業への課税免除の導入 ・東京23区から本社機能を移転する事業者の課税を賦課年度から3箇年度分免除 <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p>
7	議案第135号	福島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の職務権限に係る事務の一部を市長が管理し、及び執行することとするため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。 ① スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。) ② 文化に関すること ③文化財の保護に関すること <p style="text-align: right;">（平成31年4月1日から施行）</p>
8	議案第136号	福島市社会教育館条例の一部を改正する条例制定の件 社会教育館「こぶし荘」の廃止に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)社会教育館「こぶし荘」の廃止に伴い、「こぶし荘」の項を削除 <p style="text-align: right;">（平成31年4月1日から施行）</p>
9	議案第137号	福島市土湯温泉まちおこしセンター条例制定の件 土湯温泉まちおこしセンターを設置するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)位置 福島市土湯温泉町字下ノ町22番地の1 (2)施設 ギャラリー、地域交流室、会議室、地場産品展示販売スペース、来訪者飲食スペース、研修施設 (3)開館時間 午前9時から午後9時まで、研修施設は午後3時から翌日午前10時まで

平成30年12月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（平成30年12月3日提出）

10 議案第138号

(4)使用料

1. 基本使用料

区 分	使 用 料
地域交流室	1時間 300円
会 議 室	1時間 500円
地場産品展示販売スペース 来訪者飲食スペース 研 修 施 設	1月 70,000円

（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）

福島市土湯温泉観光交流センター条例制定の件

土湯温泉観光交流センターを設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)位置 福島市土湯温泉町字坂ノ上27番地の3
- (2)事業
 - ①観光等の情報提供に関すること
 - ②伝統工芸品に関する情報及び資料の収集、保管、展示及び利用に関すること
 - ③集会その他催物のための施設の提供に関すること
- (3)開館時間 午前9時から午後6時まで

(4)使用料

1. 基本使用料

区 分	使 用 料
イベント広場	1時間 1,000円

（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）

11 議案第139号

福島市手話言語条例制定の件

手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)市の責務と市民や事業者の役割を規定
- (2)手話への理解及び手話の普及に関する施策等の推進に関し、必要な方針を策定することを規定
- (3)手話を学ぶ機会の確保、学校における手話の普及、医療機関における手話の啓発について規定
- (4)事業者への支援、災害時の対応、財政上の措置等について規定

（平成31年4月1日から施行）

12 議案第140号

福島市斎場条例の一部を改正する条例制定の件

新斎場の設置に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)位置 福島市渡利字仏根50番地の1 → 福島市渡利字仏根51番地
- (2)使用料

使用区分	死亡者等		単 位	使 用 料	
	区 分	年 齢		市 内	市 外
火 葬	大人	12歳以上	一棺	無 料	20,000円
	小人	12歳未満	一棺		12,000円
	人体の一部		重量20キログラムまでごと		12,000円
	死産児		一胎		8,000円
	袍衣		一棺(10キログラムまでごと)		4,000円



使用区分	死亡者等		単 位	使 用 料	
	区 分	年 齢		市 民	市 民 以 外
火 葬	大人	12歳以上	一棺	10,000円	60,000円
	小人	12歳未満	一棺	6,000円	36,000円
	死産児		一胎	4,000円	24,000円
	人体の一部		小棺一個	3,000円	18,000円
	袍衣		小棺一個	3,000円	18,000円

（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）

平成30年12月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（平成30年12月3日提出）

13	議案第141号	福島県市町村総合事務組合規約変更の件 福島県市町村総合事務組合規約変更のため、所要の改正を行う。
14	議案第142号	民事調停申立ての件 市営住宅に係る滞納家賃の支払いに関して、調停を申し立てる。
15	議案第143号	字の区域の変更の件 大波の一部の地区における地籍調査の実施に関連して、字の区域の適正化を図るため、字の区域の変更を行う。
16	議案第144号	市道路線の認定及び廃止の件 一般公共の用に供するため7路線を認定するとともに、3路線を廃止する。
17	議案第145号	財産取得の件 あらかわみのり公園用地を取得する。
18	議案第146号	指定管理者の指定の件
～	～	身体障がい者福祉センター腰の浜会館ほか34件について、指定管理者を指定する。
52	議案第180号	
53	報告第20号	専決処分報告の件

平成30年12月市議会定例会議提出議案（市長提出議案、追加分）

（平成30年12月12日提出）

1	議案第181号	平成30年度福島市一般会計補正予算
2	議案第182号	平成30年度福島市水道事業会計補正予算
3	議案第183号	平成30年度福島市下水道事業会計補正予算
4	議案第184号	平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
5	議案第185号	平成30年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算
6	議案第186号	平成30年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算
7	議案第187号	平成30年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
8	議案第188号	平成30年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
9	議案第189号	議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 (1)期末手当・・・12月期期末手当を0.05月分引き上げ 「1.725月」→「1.775月」(0.05月増) (公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用)
10	議案第190号	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 (1)期末手当・・・12月期期末手当を0.05月分引き上げ 「1.675月」→「1.725月」(0.05月増) (公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用)
11	議案第191号	福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 職員の給料及び勤勉手当を改定するため、所要の改正を行う。 (1)給料・・・福島県に準拠し、平均給料月額を0.11%引き上げ (2)期末勤勉手当・・・12月期勤勉手当を0.05月分引き上げ 「0.9月」→「0.95月」(0.05月増) (1)(公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用) (2)(公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用)

平成30年12月市議会定例会議提出議案（市長提出議案、追加分）

（平成30年12月18日提出）

1	議案第192号	人権擁護委員候補者推薦の件
---	---------	---------------

平成30年12月市議会定例会議提出議案（議会提出議案）

（平成30年12月18日提出）

1	議案第193号	<p>有害獣の被害対策強化を求める意見書</p> <p>有害獣による農産物被害に対しこれまで、国・県・市は電気柵や捕獲など一定の対策を講じてきたが、生息域の拡大や、対策効果の減少など、対応に苦慮している状況が続いている。</p> <p>このため、農産物の生産意欲をなくす農家や農産物の生産を取りやめ耕地の荒廃につながる地域も出てきている。さらに、えさを求め日中から民家の庭先に現れている事例も増えており、人的被害も考えられることから、住民の日常生活にも支障をきたしはじめている。</p> <p>特に、本市においては、東日本大震災による原子力災害のため、イノシシを食することができず、捕獲したイノシシの埋設や焼却処分などに、大きな労力を必要としていることも課題となっている。</p> <p>よって、国においては、早急に次の措置を講じ、県や市町村と有害獣被害対策のさらなる充実に取り組むよう強く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有害獣の生息数と農林業被害の的確な把握に基づく個体数管理を確立すること 2 イノシシ捕獲に対し成獣・幼獣の区別なく財政措置の増額を行うこと 3 電気柵の設置及び経年劣化に対する更新に際しても財政措置の充実、強化を行うこと 4 捕獲従事者増に向け狩猟免許取得促進や狩猟用機材購入補助のための財政措置を講ずること <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>
2	議案第194号	<p>ライドシェアの導入に対する慎重な対応と、公共交通の役割を担うタクシー事業の適正化・活性化推進の諸施策を求める意見書</p> <p>少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、地域公共交通の一つとして、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え、多様化する利用者のニーズに対応し、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、地方自治体等の要望による乗り合いタクシーを積極的に推進するなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。また、東日本大震災発生から7年が経過したが、被災住民の足として重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという理由の下に、インターネットを利用したライドシェアの容認を求める動きが出ている。現在、ライドシェアは、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、利用者の安全安心に関して危うい側面が指摘されている。</p> <p>これは、道路運送法、道路交通法、労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全運行にコストをかけ、市民に安全安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすものである。</p> <p>また、議員立法により平成25年11月に改正されている「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「改正タクシー特措法」という。）」の意義を大きく損なうものでもある。</p> <p>よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の安全・安心に懸念のあるライドシェア導入には慎重に対応すること 2 地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

平成31年1月22日市議会緊急会議提出議案（議会提出議案）

（平成31年1月22日提出）

1 議案第1号

平成30年度福島市一般会計補正予算

○ 一般会計

（単位 千円、％）

区 分	30 年 度			対当初 対現計
	当初予算 現計予算	1月補正 (復興関連以外)	合 計	
予 算 額	134,840,000			3.7
	139,831,885	29,722	139,861,607	0.0
財 源 内 訳	国県支出金	55,728,748		1.7
		56,653,042	—	—
	地方債	6,557,000		10.2
		7,225,300	—	—
	その他特定	8,236,622		2.3
	8,426,004	—	8,426,004	—
一 般 財 源	64,317,630			5.0
	67,527,539	29,722	67,557,261	0.0

（所管別明細）

○ 一般会計

（単位 千円）

部	課	No.	支出事項	補正額	財 源 内 訳				附 記
					国庫支出金	県支出金	その他特定	一般財源	
政策調整	政策調整	1	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業費	28,225	—	—	—	28,225	
財務	管財	2	新庁舎建設関連事業費	722	—	—	—	722	
教育委員会	図書館	3	図書館整備事業費	775	—	—	—	775	
一 般 会 計 合 計				29,722	—	—	—	29,722	

繰 越 明 許 費 補 正

○ 一般会計

（追加）

（単位 千円）

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	福島駅前交流・集客拠点施設整備備基本計画策定事業	28,000



平成31年3月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（平成31年3月1日提出）

1	議案第2号	平成31年度福島市一般会計予算
2	議案第3号	平成31年度福島市水道事業会計予算
3	議案第4号	平成31年度福島市下水道事業会計予算
4	議案第5号	平成31年度福島市農業集落排水事業会計予算
5	議案第6号	平成31年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
6	議案第7号	平成31年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
7	議案第8号	平成31年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
8	議案第9号	平成31年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算
9	議案第10号	平成31年度福島市介護保険事業費特別会計予算
10	議案第11号	平成31年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算
11	議案第12号	平成31年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算
12	議案第13号	平成31年度福島市青木財産区特別会計予算
13	議案第14号	平成31年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算
14	議案第15号	平成31年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
15	議案第16号	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件 平成31年4月1日付け組織機構改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)認定こども園の新設と幼稚園業務の一部を市長部局に統合することに伴い、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務について、教育委員会への事務委任に関する条項等を削除 (平成31年4月1日から施行)
16	議案第17号	福島市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件 平成31年4月1日付け組織機構改正等に伴い、職員の定数を改定するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)職員の定数 2,491人 → 2,536人 ①市長の事務局の職員 1,463人 → 1,498人 ②教育委員会の事務部局及び市立学校その他の教育機関の職員 484人 → 459人 ③選挙管理委員会の事務部局の職員 6人 → 8人 ④監査委員の事務部局の職員 7人 → 8人 ⑤消防職員 258人 → 290人 (平成31年4月1日から施行)
17	議案第18号	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定等を踏まえ、時間外勤務命令に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)時間外勤務命令に関し必要な事項を市長が規則で定める規定を追加 (平成31年4月1日から施行)
18	議案第19号	福島市音楽堂条例等の一部を改正する条例制定の件 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の職務権限に係る事務の一部を市長が管理し、及び執行することとするため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)福島市音楽堂条例ほか22条例の改正 ・条例中の「教育委員会」を「市長」に改める。 (平成31年4月1日から施行)

19	議案第 20 号	<p>福島市旧堀切邸条例の一部を改正する条例制定の件 旧堀切邸の利用促進を図るため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1) 使用施設に庭園を追加 (2) 施設使用時の営利行為の制限を削除 (3) 施設の設置目的に反する使用の制限 (4) 使用料</p> <table border="1" data-bbox="619 427 1257 555"> <tr> <td>区分</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td>庭園</td> <td>1平方メートルにつき1回 25円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(平成31年4月1日から施行)</p>	区分	使用料	庭園	1平方メートルにつき1回 25円														
区分	使用料																			
庭園	1平方メートルにつき1回 25円																			
20	議案第 21 号	<p>福島市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件 平成31年12月1日に実施する民生委員の改選に伴い、定数を改定するため、所要の改正を行う。 【改正内容】 (1)民生委員の定数 586人 → 593人</p> <p style="text-align: right;">(平成31年12月1日から施行)</p>																		
21	議案第 22 号	<p>福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件 児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【改正内容】 (1)ひとり親家庭医療費助成における所得制限に係る所得判定の適用期間について、「8月から翌年7月」を「11月から翌年10月」とし、今年度の適用期間は、「平成30年8月から平成31年7月」を「平成30年8月から平成31年10月」に3ヵ月延長</p> <p style="text-align: right;">(平成31年4月1日から施行)</p>																		
22	議案第 23 号	<p>福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例制定の件 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)法の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を規定 (2)職員配置(1人以上の教育及び保育に従事する者を配置し、常時2人を下回らないよう規定) ①満1歳未満の子ども3人につき1人以上 ②満1歳以上満3歳未満の子ども6人につき1人以上 ③満3歳以上満4歳未満の子ども20人につき1人以上 ④満4歳以上の子ども30人につき1人以上 ⑤1人の認定こども園の長を配置 (3)職員の資格</p> <table border="1" data-bbox="451 1644 1414 1973"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">満3歳未満の子どもの保育に従事する職員</th> <th rowspan="2">保育士 又は 保育士</th> <th colspan="2">満3歳以上の子どもの教育・保育に従事する職員</th> </tr> <tr> <th>学級担任(常勤かつ専任)</th> <th>保育に従事する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園型</td> <td rowspan="3">保育士</td> <td rowspan="3">幼稚園教諭 又は 保育士</td> <td>幼稚園教諭</td> <td>保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)</td> </tr> <tr> <td>保育所型</td> <td>幼稚園教諭 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、保育士でも可。この場合、学級担任の1/3以上は幼稚園教諭であること。)</td> <td>保育士</td> </tr> <tr> <td>地方裁量型</td> <td></td> <td>保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)</td> </tr> </tbody> </table>		満3歳未満の子どもの保育に従事する職員	保育士 又は 保育士	満3歳以上の子どもの教育・保育に従事する職員		学級担任(常勤かつ専任)	保育に従事する職員	幼稚園型	保育士	幼稚園教諭 又は 保育士	幼稚園教諭	保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)	保育所型	幼稚園教諭 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、保育士でも可。この場合、学級担任の1/3以上は幼稚園教諭であること。)	保育士	地方裁量型		保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)
	満3歳未満の子どもの保育に従事する職員	保育士 又は 保育士				満3歳以上の子どもの教育・保育に従事する職員														
			学級担任(常勤かつ専任)	保育に従事する職員																
幼稚園型	保育士	幼稚園教諭 又は 保育士	幼稚園教諭	保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)																
保育所型			幼稚園教諭 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、保育士でも可。この場合、学級担任の1/3以上は幼稚園教諭であること。)	保育士																
地方裁量型				保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)																

(4)施設設備(面積基準にかかもの)

項目	設備基準	備考
①園舎の面積 (満3歳未満の子どもの保育を行う場合は、満2歳以上満3歳未満児の子ども用に供する保育室・遊戯室、満2歳未満の子どもの用に供する乳児室・ほふく室を除く。)	学級数に応じて算出される面積以上とする。 (ア)1学級 180㎡ (イ)2学級以上 320㎡+(学級数-2)×100㎡	既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、②(満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、②及び④)を満たすときは、この限りではない。
②保育室又は遊戯室	満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上	満3歳以上の子どもについて、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、園舎の面積が①を満たすときは、この限りではない。
③屋外遊戯場	(ア)満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 (イ)満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上+(A)もしくは(B) (A)2学級以下 330㎡+(学級数-1)×30㎡ (B)3学級以上 400㎡+(学級数-3)×80㎡	既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、③(ア)の基準を満たすときは、③(イ)の基準を満たすことを要しない。 既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、③(イ)の基準を満たすときは、③(ア)の基準を満たすことを要しない。
④乳児室又はほふく室 (満2歳未満の子どもの保育を行う場合)	満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上	

(平成31年4月1日から施行)

23 議案第 24 号

福島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)法で規定されていた貸付利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%以内で規則で定める率として規定
- (2)償還方法について、半年賦の元利均等償還以外に月賦の元利均等償還を追加

(平成31年4月1日から施行)

24 議案第 25 号

福島市保育士等奨学資金貸付条例制定の件

保育士等奨学資金貸付事業を行うため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1)貸付金額等

①奨学基本金・・・養成施設等の修学期間

2年以上3年未満	月額5万円以内
3年以上4年未満	月額3万3千円以内
4年	月額2万5千円以内

②入学一時金・・・40万円以内

③利率・・・無利子

(2)貸付対象者(次の①～④の全ての要件に該当する者)

- ①養成施設に在学又は入学を予定している者
- ②市内に引き続き1年以上住所を有している者(市外の養成施設等の在学者等は養成施設等に入学するまで引き続き1年以上市内に住所を有していた者)
- ③養成施設等を卒業後、市内の保育所等において保育士等として勤務する意思を有すると認められる者
- ④この条例に基づく奨学資金及び同種類の奨学資金等の貸付け又は給付を受けていない者

※ 入学一時金については、在学している者を除く

- (3)養成施設等を卒業後1年以内に市内の認可保育所等において保育士等として業務に就き、引き続き一定期間その業務に従事した場合は、貸し付けた奨学資金の一定の割合を免除(5年以上従事した場合は、全額免除)

(平成31年4月1日から施行)

25 議案第 26 号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1)専門職大学の制度化に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件に専門職大学に係るものを追加

(平成31年4月1日から施行)

26	議案第 27 号	<p>福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)専門職大学の制度化に伴い、水道技術管理者の資格要件に専門職大学に係るものを追加</p> <p>(平成31年4月1日から施行)</p>
27	議案第 28 号	<p>福島市歯と口腔の健康づくり推進条例制定の件</p> <p>市民の健康づくりに寄与し、健康水準を向上させるため、条例を設ける。</p> <p>【条例の主な内容】</p> <p>(1)市の責務と歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者、事業者、医療保険者、市民の役割を規定</p> <p>(2)市が実施する施策及び施策の目標等について規定</p> <p>(3)財政上の措置について努めるよう規定</p> <p>(平成31年4月1日から施行)</p>
28	議案第 29 号	<p>福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>道路占用料の徴収に係る業務の適正化を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)占用期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占用料の徴収時期 4月30日 → 5月31日</p> <p>(平成31年4月1日から施行)</p>
29	議案第 30 号	<p>福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)専門職大学の制度化に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学に係るものを追加</p> <p>(2)技術士法に規定する二次試験のうち、上下水道部門の選択科目の見直しに伴い、布設工事監督者の資格要件を見直し</p> <p>(平成31年4月1日から施行)</p>
30	議案第 31 号	<p>福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>消防団員の任用要件の見直し及び費用弁償の適正化を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)消防団員について、「本市に住所を有する満18歳以上の者」から「当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」、「年齢18歳以上の者」、「志操堅固で、かつ、身体強健な者」へ見直し</p> <p>(2)火災や地震等の大規模災害の職務に従事した場合の費用弁償の支給要件(3時間以上)を撤廃</p> <p>(平成31年4月1日から施行)</p>
31	議案第 32 号	<p>包括外部監査契約の件</p> <p>平成31年度の包括外部監査契約を締結する。</p>
32	議案第 33 号	平成30年度福島市一般会計補正予算
33	議案第 34 号	平成30年度福島市水道事業会計補正予算
34	議案第 35 号	平成30年度福島市下水道事業会計補正予算
35	議案第 36 号	平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
36	議案第 37 号	平成30年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
37	議案第 38 号	平成30年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算
38	議案第 39 号	平成30年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
39	議案第 40 号	平成30年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算

40	議案第 41 号	<p>福島市及び伊達郡飯野町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例制定の件</p> <p>福島市及び伊達郡飯野町の廃置分合に伴う地域審議会の設置期間の延長を行うため、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、条例を設ける。</p> <p>【条例の主な内容】</p> <p>(1)基本計画の計画期間に合わせ、平成31年3月31日までのおおむね10年間とされている飯野地域審議会の設置期間を平成41年3月31日までのおおむね20年間に延長</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>
41	議案第 42 号	<p>福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>職員の初任給調整手当を改定するため、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)初任給調整手当・・・医療職給料表の適用を受ける職員に対して支給される手当の上限額の引き上げ</p> <p>(現行)308,000円 → (改定後)308,600円 (600円の増)</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用)</p>
42	議案第 43 号	<p>福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の連携先施設の基準を緩和</p> <p>(2)食事の搬入を行う相手先の基準を緩和</p> <p>(3)自園調理機能の設置義務に係る経過措置期間の延長</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>
43	議案第 44 号	<p>福島市介護医療院の人員、施設及び設置並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)運営基準のうち、検体検査などの衛生管理等の業務内容について、臨床検査技師等に関する法律施行規則等の規定を新たに準用</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>
44	議案第 45 号	<p>福島市・飯野町まちづくり基本計画変更の件</p> <p>福島市・飯野町まちづくり基本計画について、所要の変更を行う。</p>
45	議案第 46 号	<p>市道路線の認定及び廃止の件</p> <p>一般公共の用に供するため6路線を認定するとともに、1路線を廃止する。</p>
46	報告第 1 号	<p>専決処分報告の件</p>



平成31年3月市議会定例会議提出議案（市長提出議案、追加分）

（平成31年3月11日提出）

1 議案第47号 平成30年度福島市一般会計補正予算

○ 一 般 会 計

（単位 千円、%）

区 分	30年 度			対当初 対現計
	当初予算 現計予算	3月補正 (復興関連以外)	合 計	
予 算 額	134,840,000			△7.1
	125,202,405	45,146	125,247,551	0.0
財 源 内 訳	国県支出金	55,728,748		△28.6
		39,804,960	—	—
	地方債	6,557,000		23.7
		8,108,600	—	—
	その他特定	8,236,622		2.3
		8,426,004	—	—
一 般 財 源	64,317,630			7.1
	68,862,841	45,146	68,907,987	0.1

○一般財源内訳

（特定の財源 ⇒ 一般財源振替）

・雑入 30,003

（財源補てんの歳入）

・繰越金 15,143

（所管別明細）

○ 一 般 会 計

（単位 千円）

部	課	No.	支 出 事 項	補 正 額	財 源 内 訳				附 記
					国庫支出金	県支出金	その他特定 雑入	一般財源	
建設	路政	1	供託金取戻金	—	—	—	30,003	△30,003	（歳入補正）
		2	道路管理総務費	45,146	—	—	—	45,146	
		計		45,146	—	—	30,003	15,143	
一 般 会 計 合 計				45,146	—	—	30,003	15,143	

（注）一般財源振替 — — 30,003 △30,003

特定財源計 特定財源計 特定財源計 一般財源計
— — — 45,146

2 議案第48号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)母子生活支援施設における心理療法担当職員の対象に短期大学卒業者が含まれないことを明確化
- (2)専門職大学の制度化に伴い、母子支援員の資格要件に専門職大学に係るものを追加

（平成31年4月1日から施行）



平成31年3月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（平成31年3月26日提出）

1	議案第49号	固定資産評価員選任の件
2	議案第50号	財産区管理委員選任の件(土湯温泉町財産区)
3	議案第51号	財産区管理委員選任の件(飯坂町財産区)
4	議案第52号	人権擁護委員候補者推薦の件

平成31年3月市議会定例会議提出議案（委員会、議員提出議案）

（平成31年3月26日提出）

1	議案第53号	<p>福島市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>福島市議会委員会条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項の表経済民生常任委員会の項中「、市民安全部及び環境部」を「及び市民・文化スポーツ部」に改め、同表建設水道常任委員会の項中「建設部」を「環境部、建設部」に改める。</p>
2	議案第54号	<p>福島市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>福島市議会の会期等に関する条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。 第2条中「定期的に会議を開く日」の下に「(以下「定例日」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の都合その他特別な事情により必要があると認めるときは、同項の規定による定例日を変更することができる。</p>
3	議案第55号	<p>福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書</p> <p>最低賃金制度により、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額が法律により保障されている。そして毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されている。</p> <p>政府は、2013年の経済財政運営と改革の基本方針並びに日本再興戦略で、最低賃金引き上げの意向を示すとともに、2016年6月には毎年年率3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均1,000円を目指すとする具体的な金額を閣議決定した。</p> <p>現在の福島県最低賃金は、時間額772円だが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも31位の低位にある。このような全国水準との乖離を是正することは、県内の労働者、生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年齢人口流出を抑制するうえで重要なことである。</p> <p>よって、政府においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均1,000円を目指すとの方針に沿った引き上げを図ること 2 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた改正を図ること 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>